

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和元年 10 月 18 日（金）

局 側：総務部職員課長他

組合側：市従環境事業支部副支部長他

（局側）

ただ今から、大阪市従業員労働組合環境事業支部から自治労現業統一闘争に関する要求について、申し入れをお受けいたします。

（組合側）

さる 2019 年 5 月 20 日に「自治労現業統一闘争に関する要求」の申し入れを行い、7 月 19 日に申し入れに対する当局の考え方が示されたところですが、改めて、要求を行います。

《別紙 要求書手交 読上げ》

以上です。

（局側）

ゴールデンウィークの休日勤務、G20 の対応等、労働組合のみなさま方のご理解をいただき、この場をお借りしお礼申し上げます。

本日の申し入れにつきましては、ただいま、副支部長からをお受けしたところであり、要求項目を精査のうえ、後日、回答させていただきますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

これで、自治労現業統一闘争の申し入れにかかる交渉を終えたいと思います。

続きまして、台風 19 号の豪雨により本市へ災害廃棄物に係る支援要請がなされることも想定されます。仮に支援を行う場合、現地での勤務時間については、派遣される管理要員の意見を聴き決定したいと考えておりますが、現地でのミーティング実施を考慮して、出庫 15 分前を勤務時間の始期としたいと考えています。なお、現地において、所定の勤務時間を超える災害支援業務に従事した場合、時間外勤務となります。ご理解をお願いいたします。

（組合側）

災害支援業務に係る派遣については、労働組合としても、十分にその必要性を理解して

いるので、協力しますが、勤務労働条件に係る協議については、適切に行うよう要請しておきます。

(局側)

われわれとしても、協議をお願いしたいと考えているところです。
よろしく願いいたします。それでは、本日の交渉を終了いたします。